

(個人事業者用)

## 誓 約 書

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「この法律」という。）第8条第1号から第5号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は、この法律、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間にこの法律第14条又は第15条第2項第2号の規定による命令に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 精神機能の障害によりインターネット異性事業を適正に行うに当たって必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前記1～4のいずれにも該当しないものを除く。）

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

公 安 委 員 会 殿